

## 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業実施要綱

### （目的）

第1条 本事業は、千葉県（以下「県」という。）が精神障害者の地域移行・地域定着に積極的に取り組んでいる精神科病院を千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院として認定し、公表することを通じて、精神障害者の地域移行・地域定着の理解と促進を図ることを目的とする。

### （認定基準）

第2条 知事は、次の各号のいずれも満たす精神科病院を、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院として認定することができる。

- （1） 病院内において、地域移行を推進するための会議を設置していること。
- （2） 病院の職員が、千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における障害保健福祉圏域ごとの協議の場に参加していること。
- （3） 地域移行・地域定着のサービスが必要な者に対して、地域援助事業者等と連携した支援を行う体制があること。
- （4） 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業により実施される事業への協力をする予定があること。

### （認定の申請）

第3条 前条の認定を受けようとする精神科病院は、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

### （認定の決定）

第4条 知事は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その申請書の内容を確認し、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院として認定する場合は認定証（第2号様式）を交付し、認定しない場合は千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院不認定決定通知書（第3号様式）により病院に通知するものとする。

2 認定の有効期限は、認定日の属する年度の翌年度末までとする。

### （認定の更新）

第5条 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院として認定された精神

科病院（以下、「認定精神科病院」という。）は、認定の更新を希望する場合には、有効期限の1か月前から10日前までの間に、第3条による申請を行うものとする。

（変更の届出）

第6条 認定精神科病院は、申請内容に変更が生じ、認定要件に影響を及ぼす可能性がある場合は、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定変更届書（第4号様式）により知事に届け出るものとする。

（認定の取り消し）

第7条 知事は、認定精神科病院が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すものとする。

（1） 第2条の認定基準を満たしていないと認められる場合

（2） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医療法、健康保険法その他の法令違反があった場合など知事が認定を取り消すことが適当と認めた場合

2 知事は、認定の取り消しを行うときは、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定取消決定通知書（第5号様式）により認定精神科病院に通知し、認定証の返納を求めるものとする。

（公表）

第8条 知事は、第4条又は第5条による認定を行ったときは、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院として公表することができる。

（ロゴマークの使用）

第9条 認定精神科病院は、当該病院内への表示又は当該機関の発行する印刷物もしくはホームページへの掲載等により、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院である旨を周知することができるほか、当該病院が作成する名刺、印刷物、掲示物及びデジタルコンテンツ等において、別記「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。なお、ロゴマークは、「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」制度の推進を目的として作成したものであり、使用者はこの目的に沿ってロゴマークを使用するものとし、営利目的での使用は認めない。

（1） ロゴマークを使用するときは、使用媒体の種類並びに作成部数等につ

いて県に申し出るものとする。

- (2) 県は、(1)の申出があったときは、認定精神科病院に対しロゴマークの印刷用データを送付するものとする。
- (3) ロゴマークの使用にあたっては、本要綱及び「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」に反する使用をしてはならない。反する使用をした場合は、使用を認めないものとする。

#### 附則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

平成30年6月1日一部改正

平成30年11月29日一部改正

令和6年1月25日一部改正

ロゴマーク

